

福島県地域福祉支援計画（素案）の概要

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

「福島県地域福祉支援計画」は平成25年3月に計画期間を8年間として策定。令和3年3月末に計画期間が満了することから、現状や課題等を踏まえて、次期計画として、人口減少・高齢化が進行する今後の社会を見据えこれを改定する。

2 計画の性格・位置付け

福祉に関する個別計画との整合性を図りつつ、地域福祉の観点から計画を改定するもの。加えて、現状では高齢者、障がい者、子ども・子育て中の保護者といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていることから、これらに共通する事項を地域福祉支援計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付ける。

3 計画期間

令和3年度～令和8年度（計画期間6年）。

4 他の福祉関係計画との関係

本計画は、各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、主な福祉関係分野の各計画に関し共通して取り組むべき事項を記載する。

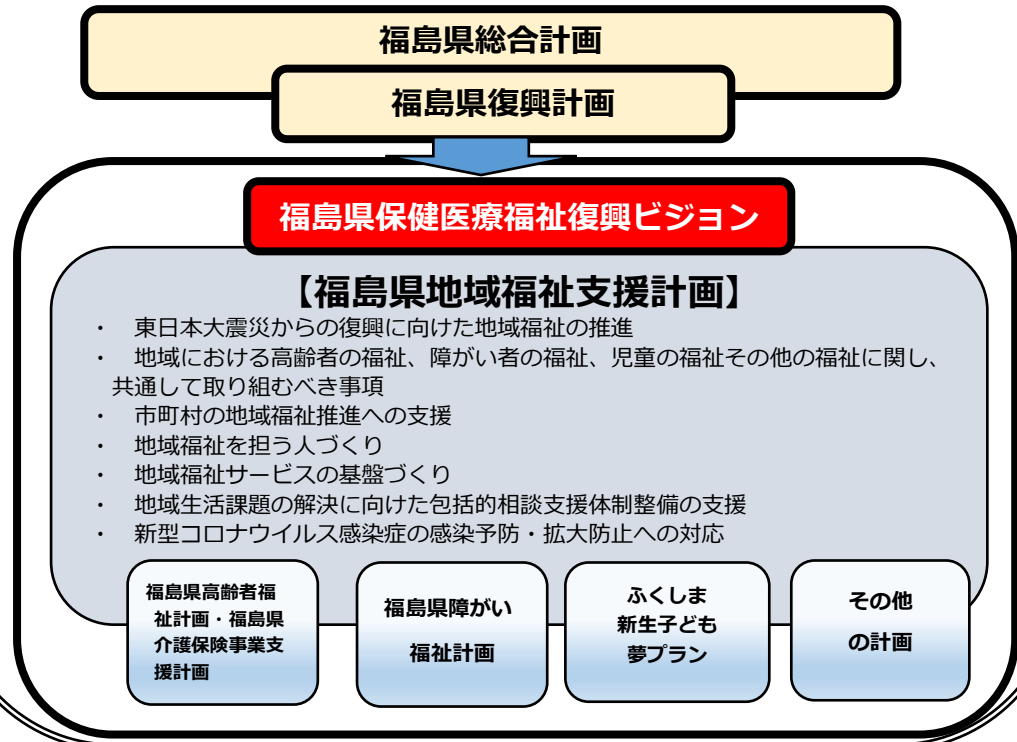
5 計画の構成

第1章(計画の概要)第2章(地域福祉をとりまく状況)第3章(計画の理念と施策体系)第4章(施策の方向)で構成。

6 計画の進行管理

点検評価を行い計画の見直しに反映。必要に応じ福島県社会福祉審議会等に報告し、意見を求める。

○ 地域福祉支援計画の位置付け



第4章 施策の方向

基本方針（第3章）	施策	主な指標
(1) 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	① 被災者への見守り等の支援 ② 介護サービス提供体制の再構築	◆生活支援相談支援員数 など
新(2) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	① 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携 ② 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項 ③ 制度の狭間の課題への対応 ④ 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備 ⑤ 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開 ⑥ 居住に課題を抱える人への横断的支援 ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的支援 ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援 ⑨ 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援 ⑩ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進 ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援 ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備等 ⑬ 地域づくりにおける官民協働の促進 ⑭ 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築 ⑮ 全庁的な体制整備	◆就労準備支援事業の実施自治体数 ◆自殺者数 ◆成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数 ◆認知症カフェ設置市町村数
(3) 市町村の地域福祉推進への支援	① 市町村に対する支援 ② 県内の福祉サービスに関する情報の収集 ③ 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援	◆地域福祉計画策定率
(4) 地域福祉を担う人づくり	① 介護人材の確保について ② 障がい福祉人材の確保について ③ 児童福祉人材の確保について ④ その他の福祉人材の確保	◆介護職員初任者研修の修了者数 ◆保育所待機児童数の割合
(5) 地域福祉サービスの基盤づくり	① 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立の基盤整備の促進	◆福祉サービス第三者評価受審件数
新(6) 地域生活課題の解決に向けた包括的相談支援体制整備の支援	① 住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり ② 県域で推進していく施策の企画・立案 ③ 重層的支援体制整備事業への支援	◆重層的支援体制整備事業の実施市町村数 ◆地域福祉活動推進のための人材（コーディネーター）の養成者数
新(7) 災害や新型コロナウイルスなどへの対応	① 自主防災組織等の強化 ② 災害時を想定した要配慮者の支援体制 ③ 新型コロナウイルス感染症への対応	

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

- (1) 東日本大震災による避難生活の長期化等
- (2) 人口減少・少子高齢社会の進行
- (3) 地域社会及び家庭の変容
- (4) 福祉制度の改革
- (5) 地域における「新たな支え合い」の必要性
- (6) 新型コロナの影響と影響後の対応

2 市町村地域福祉計画の策定状況

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

県民一人ひとりがともにつながり支え合って、
いきいき暮らせる地域共生社会の実現

基本方針

※基本方針は、右表の基本方針のとおり